

# 青森勤労者山岳会 山行時のマイカー利用規定

## 1、 目的

マイカー（レンタカーを含む）を利用する山行において、安全運転への気運を高め事故を未然に防ぎ、万が一の事故の際、発生する賠償責任や修理費用等の処理をスムーズに進めることを目的に、利用規定を制定する。

## 2、マイカーの対象

- (1) マイカーを利用する山行は、県内中心に登山口までの距離が概ね100km未満とする。
- (2) 定例山行、訓練山行、EMC山行、交流山行等名称に関わらず、会山行は当規定を適用する。

## 3、マイカー利用の決定

- (1) 定例山行、訓練山行については、毎年度の山行日程を立案するリーダー部会において決める。
- (2) EMC山行、交流山行等は、準備会で決め計画書に明示し事務局に届ける。

## 4、マイカーの事前確認

- (1) 法定による点検整備、日常の管理も行っていること。
- (2) 任意保険は次の条件を満たしていること。

対人	無制限
対物	500万円以上
搭乗	1,000万円以上

運転に協力いただける会員は事前に保険証のコピーを事務局に提出する。
- (3) JAF等救援サービス会社に参加していること。
- (4) レンタカーは(2)の条件を満たした上、自己負担の免責や営業補償等の保険にも加入すること。

## 5、マイカーの運転

- (1) 道路交通法を守り、安全運転に留意すること。
- (2) 2時間以上継続して運転しないこと。
- (3) 2時間以上運転する場合は交代要員を確保すること。
- (4) 任意保険による年齢制限に該当する者を運転させないこと。
- (5) シートベルトは必ずすること。

## 6、賠償責任

- (1) 法的には、事故の責任は事故を起こした本人が負うとなっているので、事故による損害賠償の責任は、運転者及び所有者が負う。
- (2) 事故相手への損害賠償は、利用車両の保険の範囲内で、運転者及び所有者が負う。

(3) 搭乗していた会員が事故に遭った場合、運転者及び所有者が会山行実施のため、好意的に協力していることを勘案し、保険の適用範囲以上の損害賠償を求めないものとする。

この件について、家族にも伝えておくことを会員の責務とする。

(4) 当事者間で和解交渉が成立せず、訴訟問題等に発展した場合、運営委員会は関係者への情報提供や資金カンパ等和解成立に向けて努力する。

## 7、車両トラブル時の費用

(1) 駐車違反については、車両の所有者、不在の場合は運転者の負担とする。

(2) スピード、一時停止違反については、運転者の負担とする。

(3) 車両の故障については、共済金支給の対象とする。

残金については参加者（所有者を含む）で均等に負担する。

(4) 車両トラブルに対応するため、マイカー利用の会山行時一人当たり200円を共済分担金として集め共済金とする。

共済金は次の基準で支給する。

事故損害金の8割補償 但し限度額は200,000円

車両保険を修理費用に充当した者には保険料の差額（初年度のみ）

※見積、請求書、領収書等の書類を添付すること。

(5) 事後、会員間にわだかまりを生じさせないため、運営委員会も入り充分話し合い、処理する。

## 8、利用車両にかかる費用は以下の基準で算定・合算し、参加者で均等に負担する。

(1) 一台当たりの費用は、借上げ料・洗車代・ガソリン代を合算する。

① 一日あたりの借上げ料 1,000円。但し100km未満の場合は500円。  
宿泊山行の場合は、一日あたりの借上げ料×山行日数。

② 洗車代 一回の山行につき1,000円。

③ ガソリン代 1リットル当たり7kmは走行すると見做し、時価で算定する。

※ガソリン代＝走行距離÷7×時価

(2) 有料道路 発生都度実費を加算する。

(3) 運転手一人に一日当たり以下の基準で支給する。

① 100km未満 500円。

② 100km以上 1,000円。 ※運転手が二人の場合は2,000円。

③ レンタカーは上記の2倍支給する。

## 9、その他

当規定で処理出来ない場合は、運営委員会と当事者間での話し合いにより解決するものとする。

当規定に違反してトラブルが発生した場合は、当会は一切関知しない。

尚、個人山行も当規定（共済金以外）に準じて処理することが望ましい。